

医療機関のアライアンス!?

(株)葵経営コンサルタント 中島 和人

地域医療連携推進法人の認定が、本年4月の改正医療法の施行とともにスタートしました。この制度は、経営母体が異なる複数の医療機関などが連携したり機能の分化を推進する仕組みであり、参加法人の間で病床の融通や医療従事者の研修、医療器械の共同利用、医薬品購入の共同交渉などが可能となっており、医療機関の経営に大きな影響を与えると考えられる注目すべき制度です。

本年4月2日に認可された法人は以下のとおりです。○尾三会（愛知県）藤田保健衛生大学病院を中心に複数の医療圏において20法人と2つの個人医療機関で構成。○はりま姫路総合医療センター整備推進機構（兵庫県）県立姫路循環器センターと社会医療法人製鉄記念広島病院の統合再編に向けて設立。○備北メディカルネットワーク（広島県）三次市の3つの公的病院で構成。将来、十字病院も参加。○奄美南部メディカルケアアソシエーション（鹿児島県）奄美大島南部町村地域の3法人（医療法人、国保診療所2町村）で構成。

また従来マスコミでも紹介されていた幾つかのグループの中には、延期、断念したものもあります。日経ヘルスケア※によると札幌市の社会医療法人カレスサッポロと医療系大学とのグループは、北海道より3人以上の連携でなければ認可が難しいとのことから申請を取りやめ、注目を集めていた岡山大学病院を中心とする岡山メディカルセンター構想

も参加を予定していた大病院の賛同が得られていないようで申請を見送っています。

それでも同誌によると全国で検討を進めているグループは40近くあるようで、それは3つのパターンに分かれるとのこと。①「大規模主導型」地域の基幹病院が、周辺の中小的医療機関、介護施設と連携推進法人を構成するパターン。②地域やへき地の中小医療機関同士が、生き残りをかけてネットワークを構築するパターン。③地域での急性期機能の分担、効率化を目指すパターン。です。

筆者は加えてもう一つ、攻めのパターンもあると考えます。それは、一般企業における「アライアンス（戦略的連携）」を想起させるパターンです。これは「自らが所有していない、すぐには内製化できない経営資源を持ち合うことにより、競争力及び業績の向上を目指す複数企業間の協力的な取り組み」であり、つまりビジョンを共有する複数の医療機関が経営資源を持ち寄りビジョン実現のために連携するといったパターンです。今回医療審議会の了承が得られず継続審議となり、申請を取り下げた、鹿児島相良病院とにいむら病院の事例は個人的にはこのパターンではなかったのかと考えます。

組織の存続・発展には経営力だけでなく十分な経営資源の両方が必要と言われます。この新たな制度は、新たな展望を生み出す可能性を秘めているのかもしれませんが。

※日経ヘルスケア 2017年6月号より

ランサムウェアから身を守る方法

株式会社コスモシステム 佐藤 修

2017年5月12日からランサムウェアの一つ「Wanna」が猛威を奮い、非常に強い感染力で世界中を混乱させました。

このときの大規模な攻撃に対し、マイクロソフトは、異例の措置として、すでにサポートが終了しているWindowsXPなどのパソコン用OS向けのセキュリティ更新プログラムを誰でも利用できるように公開しました。

しかし、ランサムウェアを防ぐには、最新のセキュリティソフトだけでは十分ではありません。セキュリティソフトをセットした上で、以下の項目の実施を習慣化すると良いと思います。

1. 定期的にバックアップし、最新のバックアップのコピーをオフラインおよび外部で保管する。

特にデータのバックアップは必須です。ランサムウェア以外にも、火災、地震、洪水、偶発的な削除などでファイルが利用できなくなる危険性を予防できます。

2. ファイルの拡張子を表示する。

初期設定ではファイルの拡張子は非表示になっています。ファイルの拡張子を表示することで、普通は送られてくることのないJavaScriptなどのファイルを見分けられるようになります。

3. JavaScript (JS) ファイルはメモ帳で開く。

JavaScriptはメモ帳で開くようにすれば、

悪質なスクリプトの実行を防ぎながら、ファイルの内容をチェックすることができます。

4. 不審な添付ファイルには細心の注意を払う。

ランサムウェアはメールの添付ファイルからの感染が多いようです。サイバー犯罪者は、ファイルを開くまでは内容が分からないという、ユーザーの不安心理を悪用しています。疑わしい場合には開かないようにしましょう。

5. MicrosoftOfficeビューアの利用を検討する。

ビューアを使用すると、WordやExcelを開くことなく、ドキュメントの内容を確認できます。また、マクロをサポートしていないので間違ってもマクロを実行することはありません。

6. WindowsUpdateは迅速かつ確実に適用する。

ドキュメントを介して侵入しないランサムウェア等の多くは、MicrosoftOffice・ブラウザなどのセキュリティホールを悪用して侵入を試みます。WindowsUpdateの適用で、セキュリティホールを塞ぐようにしましょう。

記事の特性上、専門用語を並べた結果となってしまう申し訳ございません。紙面の都合もあり、ご不明な用語につきましては、インターネット等でご確認いただけると幸いです。

民法改正（1）保証

弁護士 長谷川 留美子

5月26日、約120年ぶりという債権分野の民法改正法が成立しました。改正法の施行までにはまだ時間がありますが、今回の改正は実務に大きな影響を与えるもので、事前によく知っておく必要があります。そこで、今月から何回かに分けて主な改正内容をご紹介します。まず第1回は保証についてです。

保証人は、債務者に代わって支払いをしなければならないという重い責任を負います。頼まれて保証人になったために自己破産したという例もあります。そこで、保証人を保護するための規定がいくつかできました。

- 1 個人根保証（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（根保証契約）であって、保証人が法人でないもの）は、保証人が責任を負う極度額を定めなければ無効とされます。例えば、賃貸借契約の保証や身元保証がこれにあたります。賃貸業を行っている方、従業員を雇う方は、注意が必要です。
- 2 事業のために負担した貸金等債務の保証をするとき、又は、主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証をするとき、それらの保証契約締結前一月以内に、公正証書によって、公証人が保証人の保証意思を確認しなければなりません。ただし、保証人が法人のときは除きます。又、以下のような経営者にあたる場合にも、公証人による保証意思の確認は必要ありません。

- ①主たる債務者が法人である場合の役員、一定の要件を満たす主要な株主など
 - ②主たる債務者の共同事業者
 - ③主たる債務者の事業に現に従事している配偶者
- 3 事業のために負担する債務を主たる債務とする保証、又は、事業のために負担する債務が含まれる根保証、を頼もうとするときは、主たる債務者は保証人に対して、以下の情報を提供しなければなりません。これに違反すると、一定の場合に保証人は保証を取消することができます。
 - ①財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無、その額、履行状況
 - ③主たる債務の担保の内容等
 - 4 保証人が主たる債務者から頼まれて保証人になった場合に、保証人は債権者に対し、主たる債務の履行状況に関する情報の提供を請求できます。
 - 5 主たる債務者が期限の利益を失ったときは、債権者は保証人（法人を除く）に対し、2か月以内に通知しなければなりません。期限内に通知がないとき、保証人は一部を除きその間の遅延損害金を請求されません。

以上が改正のすべてではありませんが、日弁連の求めた個人保証の禁止までは実現せず、保証人の保護にはまだ充分とはいえないようです。

(随想)

「三権分立」が危うい！

センター会長 杉浦 正康

「森友学園」問題(財務省に絡む)に続く「加計学園」問題(文部科学省に絡む)と二つの「安倍劇場」を見せられたわれわれ国民は、いろいろな面から頭の中でこれらについて総括する作業を余儀なくされました。それぞれの立場によって様々な感想や見解を持たれたことと推察致します。

筆者のばあいは、現代民主主義の根幹をなす「三権分立」について考えさせられました。と言いますのはまず第一に「立法権・行政権・司法権」のうち最も重要な一角をなす立法府が安倍一強体制のため適正な議論が行われたとはとても言えない状況で終わりました。特に「共謀罪」という国民生活に重大な影響のある問題のある法律が同時並行で論議されていた事情もあり、後味の悪い形で国会が時間切れ閉会になってしまいました。

その中で何と言っても「加計学園」問題は圧巻でした。前川文科省前事務次官が異例といえるような発言(政権のトップからの要請なので早く認可せよとの趣旨の文書が存在するのを確かに見た)を公の場で暴露したことから、内閣府と文科相のそれぞれ担当者が大慌てに慌てて責任を他に転嫁するような発言をしあうというみっともない姿を見せられてしまいました。その間当事者である「安倍総理」は終始「自分は全然関係ない」というスタイルに終始していましたので、その配下にいる人たちは「安倍総理」をかばうことに必死の動きをしたようです。(まさに「忖度」した結果で

しょうが)そのためますます「劇」を見ている人たちの疑心を掻き立てる結果となり、たとえば共同通信社が6月17日～18日に実施した全国電話世論調査によると安倍内閣の支持率が44.9%と10.5ポイントも急落する事態となりました。

要はこの「劇場」を通して安倍一強の体制が民主政治の根幹を揺るがすような結果になったことがいたく気になったということです。国会は与党が3分の2を握っていますので野党がどうジタバタしても勝ち目はありません。そのためどう鼻屑目に見ても安倍総理は「慢心」しているとしか見えない言動に終始しています。この姿は筆者からみると行政権が立法権を著しく侵害しているように見えたのです。あえて言うならば、小選挙区制のもとですので公認権を持つ自民党党首の安倍総理に異論を唱える人がいない(中選挙区時代には各派閥の誰かしかが異論を唱えることがしばしばあった)ということで、結局行政府の長である安倍総理が事実上立法府までも牛耳ってしまう結果になっているということです。

これは筆者からみますと、「日本の民主主義の劣化現象」としか言いようがないように思えるのです。ちなみに同調査では「共謀罪法」への賛否で反対が44.0%賛成が42.1%となっているようですが、これについても国民の方からみると疑念があるということでしょう。日本が大きな代償を払って獲得した「民主主義」を手放したくないものです。

康友会入会のご案内

康友会は当事務所の顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会戴きますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）が優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行におけるの補助。

特典5・過去の研修会、セミナー等のテープ・ビデオの無料貸し出しetc・・・

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室の使用無料。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

7月、8月の税務・労務

7月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇社会保険の報酬月額算定基礎届
 - ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付
 - ◇労働保険料の納付（第1期）
- 18日◇所得税予定納税額の減額承認申請
- 31日◇平成29年5月決算法人の確定申告、11月決算法人の中間申告、8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 - ◇平成29年5月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇所得税予定納税額第1期分の納付
 - ◇固定資産税及び都市計画税第2期分の納付

8月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 31日◇平成29年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 - ◇平成29年6月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇個人事業税第1期分の納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）





ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成29年 7月 21日 (金)
 平成29年 8月 21日 (月)
 平成29年 9月 20日 (水)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成29年 7月 21日 (金)

職員ふるさと紹介 ～中島和人 編～

岐阜県 



飛騨では街中から少し山辺に向かうと、桜がゴールデンウィークまで咲いており、風に舞う桜の花びらの中を真鯉や緋鯉が勢いよく泳いでいる姿を観ることが出来ます。

☆表紙の写真募集☆ 

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香
 社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男
 都築玲香 関井千里 田中裕佳梨 松谷麻美

今年も気がつけば、あっという間に一年の折り返しとなりました。蒸し暑い日が続くかと思うと気が引けますが、お盆休みには島根に帰省し、避暑がてらのんびり過ごせる事を思うと楽しみでもあります。

また、この時期は健康診断もあり、冬では隠れてしまっていた体型も見た目にも現れ、ダイエットに取り組まなければと、おしりに火がつきます。毎年の目標ですが、今年こそ達成できるようにしたいものです。石川 雅恵 